③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年11月９日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成23年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】はア）及びイ）の要件を、【②】はア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

ただし、ア）及びイ）は同一工事であることとし、施工延長については掘削及び覆工の両方を実施した区間の延長であること。

【①】単体もしくは、特定建設工事共同企業体の代表者

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

イ）施工延長が300m以上であること。

【②】特定建設工事共同企業体のうち代表者以外の構成員

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のいずれか１社が上記【①】の同種工事の実績を有すること。

また、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「油津・夏井道路　西方第二トンネル新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年10月15日

近畿管区警察局兵庫県情報通信部長

浦賀　毅

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　28

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　購入等件名及び数量　兵庫県警察本部用指令通信装置（情報処理系）１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年11月16日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒650―8510 兵庫県神戸市中央区下山手通５－４－１　近畿管区警察局兵庫県情報通信部通信施設課　電話078―341―7441

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年10月15日から令和８年11月16日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

⑶　仕様書案の返却場所及び返却期限　上記２⑴⑵に同じ。

４　関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　令和８年11月16日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 15, 29

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Command Communications Equipment for Hyogo Prefectural Police Headquarters (Information processing system), 1 Set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 15　16 November, 2026

⑷　Contact point for the notice : Communications Facilities Section, Hyogo Prefectural Info-Communications Department, Kinki Regional Police Bureau, 5―4―1 Shimoyamate-dori Chuo-ku Kobe-shi Hyogo 650―8510 Japan. TEL 078―341―7441

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年10月15日

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長　池上　直樹

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　件名及び数量

感染症有事ワクチン円滑供給システムの設計・開発業務一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年11月５日11時00分（郵送による場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8916 東京都千代田区霞が関１－２－２　厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班契約第一係　髙松　電話03―5253―1111（内線7918）

メール　keiyaku1@mhlw.go.jp